

平成27年度第2回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成27年11月12日（木）午後2時から午後3時まで

2 場 所

熊本テルサ たい樹

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

青木委員、大坪委員、小林委員、高野委員、田中綾子委員、田中均委員、中村委員、逸見委員、皆川委員、村上委員（15人中10人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

坂本環境局長、國徳審議員、橋本課長補佐、守江参事、小林参事

(3) 事業者等

13人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者2社（(株)西日本建設新聞社、九建日報社）

4 議 題

菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書」について

5 議事概要

新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書について、事務局（環境保全課）から、今回の事業概要及び熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過、今後の手続の流れについて説明。その後、審査会意見（案）について審議が行われた。審議の内容については、以下のとおり。

委 員 | それでは1ページからいく。まず〇〇委員の通勤の交通渋滞への影響の意見だがどうか。

委 員 | これでよい。

委 員 | 2番目の私の分は表現のため、これでよい。

次の濃縮水の明記についての意見はどうか。

委員 これと9ページの廃棄物の意見は基本的に同じ。計画の中で明記されていないので、どうするのかでリスクが変わってくるため、適正に計画を検討してほしい。

委員 はい。まだ計画が十分に固まっておらず、それについては次の準備書の段階で明記していただきたいので方法書についてはこのような意見としたい。

次に2ページに進む。〇〇委員はどうか。

委員 はい。

委員 次の私の意見は、先ほどと同様にまだ未確定な部分があるので、準備書ではもっと記載してほしいという意見でこれでよい。

次の整合性が取れていないという意見はよいか。

委員 はい。

委員 それでは3ページ目の大気環境に進む。前回の審査会の中でも出ていた意見である。

事務局 〇〇委員は本日御欠席であり、意見については修正なしで事務局から確認をとっている。

委員 すでに確認済という形でこれで審査会意見としたい。

次の4ページに進むが、この水質・地下水は私の意見だが、クローズド方式ではあるけれどもそれが担保されない時にはどうするのかというのが前提にあり、地下水の水質の調査場所が処分場の直下しかなく、それもあって万が一クローズド状態が担保されなかった場合、それがすぐ見れるのかというのが一番気持ちとしてあった。

今、指導要望事項として意見としているが、〇〇委員はどうか。

委員 私が助言したのは、最終処分場というのは維持管理段階で基本的に上下流の2か所でモニタリングを行うことになっており、そこで問題の発覚をつかむもの。そのモニタリング場所は、適切に選定することが非常に重要で、それは維持管理の中でも適切にされるところなので、環境アセスメントの中では記載しにくいのではないか

と申し上げた。環境アセスとは基本的に施設があることで、日常的に出てくるものに対して、どう影響があるのかを評価するものであると考えており、なかなか万が一というのは非常に難しいと思った。それとクローズド型の特性というのは、クローズにしているため保管というイメージが大きく、今までのオープン型であれば雨による希釈、生物分解等いろいろな作用により、安定化・無害化していくので廃止基準を満足した段階で、ある程度リスクが減っている段階になっているが、クローズド型の場合は雨を遮断しているため、希釈効果が非常に小さいということで、廃止という基準の項目は合致するかもしれないが、中には内在している可能性もあり、廃止を終えた後に環境中に完全に調和できる状態にするという最終段階に行くまでの間の維持管理というのに対してなんら規定はなく、そのようなリスクもあると意見を申し上げた。

委員

万が一の場合の対応もアセスの対象となると考えられ、最近の例でいうと、原子力発電所の下に活断層がとおっている等の評価も入っており、今回の場合、クローズド型だから大丈夫だと言って評価項目に入っていないことがいいのか、アセスの中で万が一を考えなくていいのかと考え、意見を述べた。

委員

悩ましいところで、クローズドと言われても、何もありえないということではない。

事務局

環境影響評価法から当県の環境影響評価条例を制定しているのだが、基本的に環境影響評価法の中では万が一やリスクを対象条件とされていない。なぜかという、今回の例でいえば、漏水が起こる可能性の評価が難しいため、一般的には定常状態という通常の稼働状態での周辺環境への影響をまず第一として考えるのがアセスメント制度の趣旨になっている。

しかしながら、〇〇委員がおっしゃる意見は非常に重要だと考えており、やはり対象範囲外とは言え、何も意見を述べないのはどうかと考え、評価は難しいのだが、漏水対策を考えていくのはもちろん事業者が運営していく中で非常に重要な内容と思い、それをどうにか事業者に伝える必要があると考え、〇〇委員からの御助言を参考に事務局でモニタリング、維持管理、アフターケアについてしっかり考えるようにという意見案を作成させていただいたところ。

委員

審査会の意見としては、今の意見の中にモニタリング井戸を適切

な場所に設置などの内容も入っているため、これで結構。今後のこともあるため、万が一より高い確率でもあるため、原発の例もあるので、正直クローズドが担保されなかったら全部御破算みたいな話だと思うので、ある程度万が一というのを考えるべき。

委員 ○○委員の御意見のとおりで、クローズド型というのは箱ものなので、その箱ものが維持管理できなければそれが担保できないため、適正な維持管理を今後考えていくべき。

委員 今後もクローズド型が増えていく可能性もあるため、そのたびこの議論をするのも意味がないので、県としても意見を固めておいていただかなければ、また似たような議論の繰り返しになる。今回の私の意見については、この審査会意見（案）でかまわない。

その下の地下水の意見について○○委員はどうか。

委員 はい。

委員 それでは5ページに進む。

5ページは○○委員だがどうか。基本的には語句の書き方だが、最後のラインセンサスなのに網羅的というところにひっかかったのではないか。これは確認はとっているのか。

事務局 これでよいと確認を取っている。

委員 では6ページに進んで、私の意見の2つは表現・説明不足のため、これでよい。

次の○○委員はどうか。

委員 意見はこれでいいのだが、次のページの意見とも関係するのだが、この地域において植物のみならず、鳥その他の生物にとって重要な場所であり、事業者としては14か所のコドラート調査を行われるとのことだが、できるだけ植物種の調査の中で希少種などが出てきたときはその周辺の群落調査をして欲しい。また、14か所のコドラート調査で必要に応じて調査箇所数の増減とあるが、少なくとも箇所数を減らさないようにしてほしい。

委員 審査会意見としてはこれでよいか。14箇所の資料はもらっているのか。

事務局

14箇所の資料はもらっている。増減とあるが減がないようにということは、本日事業者も出席していることからしっかり受け止めていただいたものと思っている。

委員

よろしいか。次に進むが、次は非常に良い森林を伐採してほしくないという趣旨の意見である。もし、現在の意見（案）を修正するとすれば、できるだけ山林を残存させるということに加え、施設の周辺には本当の意味での緩衝緑地を設置されると思われるので、そこには桜などではなく周辺の樹木をせっかくなら移植できればいいと思うが、そのような意見はだせないのか。

事務局

過去の審査会意見として、緑化について外から持ってきたものではなく、できる限り地元の種を使用すべきという意見を指導・要望事項で提出した事例はある。今回考えられている緩衝緑地とは、現在ある緑地をそのまま残すという事業計画になっており、県道からの乗り入れ口のところの一部に植栽をするという計画であり、そこに地元固有種なりを使うという意見は考えられる。現在生息している樹木を移植するとなると金銭的にきつところもあり、そこまで縛りすぎると行き過ぎるかと考えられるため、できる限り既存の種を使用すべきとの意見は出せるかと思う。

委員

樹木の再利用として考え、廃棄物の中で縛ることも可能ではないか。

事務局

本日事業者である菊池環境保全組合にも出席いただいているので、回答できる範囲で説明をお願いしたい。

事業者

御意見の部分については、現時点では具体的に決まっていない段階であり、計画をこれから考えていく段階であるため、御意見として伺って検討していくことは可能である。

委員

確かに大きな樹木を移植するのは非常にコストがかかるが、小さいものは可能かと思われるので配慮していただきたい。

事務局

今の部分は意見を出すというところで、詳細は会長と相談することによってよろしいか。

委員

緩衝緑地等についても可能な限り現存する樹木を使うような意見を出すことでいいと思われる。現在の意見では「残す」という意見

であり、移植可能なものは移植するという意見としたい。
次に景観であるが、〇〇委員どうか。

委員 デザイン等はまだ未定の部分もあると思うが、道沿いにある大きな工場の例では、城南町にあるアイシン九州という工場がくまもと景観賞を受賞されており、そこは通りが激しい場所になるが、上手に芝生の土手を作ってあって、工場が隠れるような上手な景観となっている。そのようにデザインで少しは工場が見えなくなることができるため、そのようなことも今後計画されるときに配慮していただきたい。

委員 はい、このような形で里山的な風景を残すように検討いただきたい。次の廃棄物はどうか。

委員 はい。先ほど述べたとおりです。

委員 最後の文化財のところですがどうですか。

委員 文化財包蔵地以外でも調査が必要なことを認識していただきたいということは前回申し上げたとおり。合志市と事業者の意見についても尊重はするが、今「埋蔵文化財を確認した場合は」とあるが、これは誰が確認するのかというのが明確になっているのか、何のために専門職員が全国に配置されているのかっていうと、ブルドーザーを扱う人、ユンボを扱う人が「あなた今なに時代の土を掘っているのか」といって答えられるのか、その認識の基にちゃんと作業を進められるのかが不明確。見逃したではすまされないので、ちゃんとあるなしを報告できる根拠・体制を必ず取るべきと考える。

委員 よろしいか。埋蔵文化財は前もって調査しておかなければ、出ないと思っていたところに出た場合は、一番大変で、計画も大幅にずれる。今熊本大学もそれですれている。そこはよろしく願います。これで一通り終了したが、全体を通して言い忘れた意見はあるか。

委員 先ほどの〇〇委員の意見の関係だが、これからクローズド型の施設をどう長寿命化して、維持管理していくのかという観点が少ない気がするので、そのあたりの計画を考えるべき。覆蓋がなくなった後に雨が入ってきては、浸出水が発生するがそれを処理するだけの施設はないので、覆蓋があることでの施設計画であり、それがあ

ことを担保している。中間処理施設的な施設の維持管理、配慮が必要なのではないか。

委員

どうか。施設があればいいが、なくなった場合等。

事務局

〇〇委員の御意見としては、埋立終了後に覆蓋を取ってしまう、さらに廃止後に覆蓋をとってしまう、その時の対応をどうすべきかという意見かと思う。それについては、今後の検討事項かと考えている。

委員

また、もう1つの事業特性として、焼却灰主体の埋立物であり、非常に塩類濃度が高く、施設の腐食が起こりやすい。閉鎖系の中で蒸発して塩が濃縮するので、例えば下水道であっても濃縮して、硫酸還元によりコンクリート腐食などの現象があり、それと同様の現象が起こりうる可能性があり、これまでの維持管理方法とは変わって、建物に対する維持管理対策を講じる必要がある。

事務局

維持管理については、今後設計が進んでいく中でさらに詳細がつけられるものと考えられ、まずは準備書段階で可能な範囲で記載していただくことが重要である。それについても現在の意見の中で読める部分もあり、また、腐食についても一般廃棄物のクローズド施設の情報を収集することで対策も見えてくるかと思うため、本日事業者も聞いているが、まずは事業者に今の意見を再度伝えておきたい。

委員

施設供用後はアセスの範疇ではないということでもいいのか。

事務局

アセスは作る前の許認可の前までの手続きであり、作った後の維持管理が適切に行われているかどうかは、今回の場合、廃棄物処理法上適切かどうかと廃棄物処理法の許認可権者が適切に確認されるものである。

委員

アセスの審査会の範疇の中でいえるものを適切に言っていきたい。そのほかに何かあるか。

なければこれで審査会を終了する。

※配付資料

- ① 平成27年度第2回熊本県環境影響評価審査会資料
- ② 菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書」
- ③ 菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価方法書」に対する審査会意見のとりまとめ（案）
- ④ 「〇〇〇事業」環境影響評価方法書に関する熊本県環境影響評価審査会意見（様式）
- ⑤ （参考）審査会意見形成に係る各委員の個別意見の取扱いについて